

質問書への回答 質問書はこのまとめの後に付けてあります。

1. **回答** 初等中等局教育課程第二係長 荻野

(1)

- 副読本をどのように使うかは各学校の判断になりますけれど、全国の小中高等学校におきましては放射線教育の一助として積極的に活用していただきたく平成26年2月に希望するすべての学校に配布いたしました。
平成26年度には新たに配布するための予算は計上しておりません、また27年度におきましても新たな予算計上はしておりません。
- 副読本の指導書につきましてはパソコン用ソフトの資料指導参考資料を現在DVDで作成しており、今月中に全国の教育委員会等に配布の予定です。

(2)

- 今回の27年2月作成の副読本は、原子力や放射線とその利用における課題について学ぶために福島第一発電所の事故を紹介するとともに、その理解に必要な放射線に関する科学的基礎知識や放射線からの身の守り方等を題材として取り上げている。「一定の立場に偏らない」との指摘ですがどのことを言われているか定かではありませんが、編集に当たっては主観を排し客観的データをもとに記載するとともに、当初より原子力発電の是非等の価値判断については触れないこととしております。

(3)

- 「偏らない方針」とのことですが、繰り返しになりますがこの副読本は放射線に関する知識を科学的に理解し科学的に考え行動することができるように作成されたもので、この副読本では原子力や放射線の利用の課題について学ぶため、福島県で起こった原子力発電所事故のこと、また事故によって多くの人々が大きな被害を受け、今なお困難な状況にあること、風評被害や言われ無き偏見や差別が生じていること等を紹介し、このことについて児童生徒に考えさせる記述をしています。さらに、地域の復興再生や安全確保に懸命の努力が続けられていることを紹介するとともに、その理解に必要な放射線に関する基礎知識や放射線からの身の守り方を解説している。具体的な事実としては福島で起きた事故や原発の危険性に関して福島第一原子力発電所の廃止にむけて原子炉からの核燃料取り出しや汚染水の問題、作業要員の確保及び作業環境改善等の課題があり、今後ともそれらの解決に向けた努力が必要と記述している。また、ひとたび原子力発電所等の放射性物質を扱う施設で事故が起これば極めて長期間かつ広範囲にわたって甚大な被害をもたらしますとの記述もあります。なお、この副読本に関しては、原発の是非を問うたり、国の原子力政策を広報するためのものではなく、それらの観点での記述はしていない。

(4)

- 本副読本は限られた分量のなかで児童生徒が放射線の科学的な知識を身につけるためのもので、その中でも福島第一発電所事故を盛り込んでおり、過去の放射線事故や原発のことなど歴史的事項を詳細に解説するために作成したものではない。

2.

(1) **回答** 同上

- この副読本の使用義務は、あくまで教科書ではないので、文科省としてはどの教科で学ぶとかは定めていない。放射線を学ぶ一助として学校の実態に沿って理科・社会科、小学校での生活科、総合的な学習の時間、特別活動等様々な場面で活用していただきたくことを考えている。現行の学習指導要領においてはたとえば中学校理科、高校物理基礎で放射線を扱うことが明記されている。この教科については教科書、加えてこの副読本の活用が考えられる。また、来年度より小学校社会科において福島第一発電所事故に触れた教科書が活用される予定である。いずれにせよ、学校における補助教材使用については学校設置者において適正に取り扱われることを期待している。

(2) **回答** 文科省教科書課検定調査第二課長 西尾佐枝子

- 中学校理科や高等学校物理で放射線の利用や性質について、中学校の社会や高等学校の政治経済で原子力のエネルギーに関する記述が教科書に書かれるが、具体的には中学校社会科の地理的分野において、原子力発電所の事故が発生し原子力発電所の安全性についての議論が高まっていることや公民的分野で原発事故の影響を受け日本各地では原発やエネルギー政策のあり方について見直しの議論が行われていますとの記述がなされている。

(3) **回答** 文科省教育課程課教育課程第三係長 栗林芳樹

- 指摘いただいている学校で総合的な知識、思考力・判断力を育て、命を大切に育てる子どもを育てる以降のところは文科省としてもその通りと考えている。また、エネルギー問題とか東日本大震災で見えてきた課題とかを資料で扱うことももちろん可能である。たとえば、中学校社会科の公民的分野で学習指導要領において私たちが持続可能な社会を形成するという観点から私たちがよりよい社会を築くために解決すべき課題を探求させ自分の考えをまとめさせると言うことを指導内容に盛り込んでいる。こういった単元においてよりよい社会を築くために解決すべき課題を自分の問題としてとらえ主体的に考える態度が育つよう指導の充実を図っていくはとても重要である。

(4)

- 諸課題の解決に積極的に関わっていくことが必要である。そのためには、教員の政治的中立性や公正性の確保と合わせて、教育基本法第14条第一項で良識ある公民として必要な政治的教養は教育上これを尊重しなければならないと規

定しているように様々な知識やこれに対する公正な批判力等の政治的教養を養うことが重要と考えている。たとえば現行の学習指導要領において、中学校社会公民的分野で様々な資料を適切に収集・選択して多面的多角的に考察し事実を正確にとらえ公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てることが指示されているように、児童生徒ひとりひとりに幅広く知識や情報を与え思考力判断力表現力を育成することを重視している。今後とも、児童生徒に社会の形成者として必要な多様な知識と情報機会を与え自ら考え判断する力を育む教育の充実に向けしっかり取り組んでいきたい。

(5)

- 外部講師の依頼・派遣に関しても副読本の作成と同様に、原発を推進する団体・個人に対して委託は行っていません。

(6)

- 学校教育に関しては全国的に一定の水準を確保するとともに教育の機会均等を実質的に保障することが要請されており、このため教育課程に国として大綱的な基準を設けて、これに基づいて各学校が教育課程を編成し実施しなければならないとしている。学習指導要領等学校の教育課程の基準については大綱的なものになっており、引き続き各学校が地域や学校・子どもの実態に応じて創意工夫ある特色ある教育を展開することは非常に重要である。学習指導要領に明示されている共通に指導すべき内容を確実に指導した上で生徒児童の実態に応じて明示されていない内容を加えて指導することが出来る最低基準としての性格を学習指導要領は持っているので指導要領の内容のみならず、理解を良い深めるための発展的学習に取り組ませ、さらに力を伸ばしていくなど指導の充実を図ることは重要である。

福島みずほ議員から一言

- この間、副読本で何回か交渉しそのたびに言ってきたことですが、1 mSv 以下を強調してもらいたい。ぜひそれをお願いしたい。
- また、きょうはこれまでと違い2、3の質問で触れていますが、原発・エネルギーの問題やヒバクの問題、あるいは平和の問題がしっかり子どもたちに伝わるようにお願いしたい。

3.

(1) 回答

- 放射線に関する基礎的知識を獲るための教育を引き続き推進していく。直接的な答になっていませんが。

(2) 回答 文科省スポーツ・青年局 鶴原寛之

- 児童生徒の健康の保持・増進については文科省も非常に重要なテーマだと考えている。げんざい、学校を含む子どもの生活環境の放射線量の測定については総合モニタリング計画に基づいて原子力規制委員会や福島県等において実施されている。また、生活の記録については福島県や周辺県の住民健康調査として環境省が実施検討している。このように、政府内において各分野において一元的対応が行えるように各省庁ですでに役割分担が出来て、それぞれの施策が行われている。ですので、文科省が生活の記録等独自の計画や実施することは多重行政の観点から難しい。文科省としては福島県等からの情報をもとに学校等の放射線量の測定結果を文科省のHPに載せるなど必要な対応はしている。児童生徒の健康保持・増進のため今後とも関係省庁と連携して努めたい。また、健康の記録を生涯保存するとの要望については、従来より保健体育の学習指導要領において生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質と能力を育てるとしている。指摘の健康の記録の保存についてもこのような生涯を通じた健康の観点から各教育現場において必要に応じて指導等がされていると認識している。現在では、記録を保存する公的しくみは存在しませんが、文科省省としては引き続き生徒児童の健康の保持・増進に努めたい。

質疑応答

司会より

- 交渉配付資料（[メモ]被ばくと健康影響、健康管理と保障について<議論の余地のない事実、調査結果について>）の紹介と放射線の知識として世界的にも誰も文句を言わない事実として[メモ]を出したが、メモを踏まえて副読本では“放射線は危険なものである”と言うことを子どもに知らせるのを基本とする必要があるのではないですか。ヒロシマ・ナガサキの被害についてもまだよくわかっていませんとの副読本の指摘はひどすぎる。[メモ]に書いた過去のわかっている事実（原爆症認定基準やアリス・スチュアート報告、チェルノブイリ事故、JCO事故）はのせるべきでは?!

<応答>

- 副読本の中には、福島原発事故がこれまでの原子力事故のレベルで最高レベルのものであることは指摘しているが、この放射線副読本によって事実を確定するという性格のものではない。あくまでも環境省の放射線の健康・環境影響に関する統一基礎資料に出されているものを活用している。環境省の事実認識が変われば検討しなければならない。どちらにしてもこの副読本でこうですというふうに決定するという性質のものではない。

三田より

- 原発の是非について触れないのはなぜか。事故前はもろ推進の原子力読本を出していたではないか。今の学校現場や子どもたちの状況からは必要なのは放射線以前に原発がどうなのかという問題について偏りのない本当

に子どもたちに考えさせる読本を作るべきではないか。新副読本は旧版がひどすぎて批判の高まりの中、一章で福島事故を一定取り上げたが、今文科省が答弁した原発の是非を問わないというのはあまりに無責任ではないか。2章以降は放射線の記述の基本は変わっていないのが現状である。100mSvの記述“明確な証拠は見られません”から“様々な見解があります”とトーンを緩めただけで様々な見解を載せず、記述内容は従来とほぼ変わらない。文科省が本当に小学生・中学生を放射線から守りたいと言うなら、基本的知識である胎児をはじめとした子どもたちの放射線脆弱性を是非とも強調し注意喚起しなければならないのではないか。この放射線脆弱性を踏まえるなら、また日本がヒロシマ・ナガサキ以来最も豊富な経験と研究を有している放射線の晩発性障害のことを考えるなら、要求にある福島県とその周辺県の子どもの健康の記録など保存を文科省は真剣に検討すべきではないか。

<応答>

- 放射線副読本の作成経緯から言いますと、仰せの通り、旧版が原発推進するという部署であるの研究開発局で作成したのは事実です。それがやはり原発を推進する、しない、そういうのをなしに中立に放射線の知識を科学的な知識を学ばせるために初等中等教育局で新版の放射線副読本を作成した。また、初等中等教育局では平成20年に中学校学習指導要領の改定で放射線の利用とその課題について明記しました。学校現場でこの放射線をどう扱ったらよいのかという観点での次序としてこの放射線副読本を作った次第です。これが副読本作成の経緯です。意見としてはよく理解しているところですが、初等中等教育局としては政治的中立の立場から（研究開発局とは）違う部署で原発の是非を問わないというようなものを作るという方針の下で作成した経緯がある。前のもの（旧版）を否定して新たに作るという形ではないと言うことはご理解願いたい。前のは、間違っていたということではなくて、初等中等局においては学習指導要領に明記されたということと福島事故のことが全然触れられていないと言うことがありまして、それを触れた形のものを作っていこうと言うことが決まった次第です。否定と言うことではなくて前のものに足りなかったものを入れたという状況です。ただ原子力発電を推進するとかしないとかは我々の部署ではないので、そういうものはなれたところで作るということでの放射線副読本が初等中等局で作られたと言うことです。

東京の教員より

- いま原発を推進する・しないの立場でなく中立の立場でと言われましたが、文科省の建て前はそうだろうがそうじゃないのではないか。副読本は事故が起こって人間が本当に困る直接的なことがほとんど書いてない。対策とりました、対策取りました、政府頑張っていますは書いてあるが、除染で頑張っています、出荷制限したり検査したりしています。た

たとえば避難は重大な事態になっていますは書いてあるが、たとえばなぜ避難しなくてはならないのかその危険の度合いは書いてない。食べ物のことでもどういうものを食べてどう困ったかは書かずに大丈夫なように制限等をやってますしか書いてない。こういう姿勢に不信感を持っている。そして、結論としてこの副読本から読み取れることは“はじめに”の部分に書かれているが「これからも原発推進してやっていくけれども事故が起こるから注意してやっていきましょうね！起こったときは騒がず冷静に対応が出来るようになっていたらいいな！」と言うことを求めている。そうでないならきちんと書くはずです。たとえば風評被害やいじめのことをさも人権侵害云々で書いているけれども、最大の人権被害である現地で日々被ばくさせられている放射性物質をどけてほしいという人の声が無視されていることは書いてない。そんなことは私の権限ではありませんという（行政の）人々の人権無視・侵害は書いてない。巨悪の一番元のところを叩いていない。抹消な事ばかり書いている。

司会の追加

- この本は読んだら原子力はどうも引き続きやると言うことやなあ、そして事故がおこったら避難するというふうに書いてある。やはり、原発やめたらという人の声も書くべきではないか。

<回答>

- この本は原発の是非を問わないことを前提に書かれているので、授業のなかで止めたらと言うような意見が出てくる事もあるかと思いますが、そういうことをやったら行けないと言うことにはなっていないので、ただ、あくまでも限られた分量のなかで放射線の科学的な知識を学ぶためのものとして作っているので、様々な意見を入れてしまうとあまりきらないものになる。あと、今回小学校用と中高校用の2種類作りましたが、これも発達段階に応じて配慮した次第です。意見としてはお聞きしますが、今この副読本を全面的に作り替えると前提では進んでいません。

<東京の教員 >

- 放射線の科学的な知識云々と言うとき、ICRP の基づく知識が科学的で、それ以外のものは正しくないとこの本及び文科省は言われているのですね。たとえば、飯舘村で行われている放射線教育の“Q&A”では親からの質問があれば教職員は公務員だから政府の言ったことをきちんとしゃべりなさいと書いてある。

<回答>

- 飯舘村の件は私たちの関知しているところではない。あくまでこの副読本の放射線はくりかえしになりますが正しい正しくないというのがわからないことが記載されていて、ただ客観的なデータとして記載出来るものは記載している。この載っているものが正しいか正しくないかは論じていない。

だから、ICRP のものが正しいと断定しているものではなく、客観的に今示されているデータ、政府として出しているデータを載せている。

<司会>

- でも、放射線危険のデータは載せていないではないか。ICRP が認めているものさえ載せていないのでは！ 署名は作り直してくださいというものですが、確認したいのは、副読本はもう作らないということですか。その代わりに指導書代わりに DVD を全国の学校現場に送るとのことですか。

<回答>

- 来年度の予算委、副読本に関わる経費は計上していない。ただ今後金輪際でないとは言いきれない。指導書は今月中に副読本の詳細なデータを都道府県教育委員会知事部局にあてて DVD を送付する。詳細なデータとはたとえば副読本？ (DVD) の中に“放射性物質とは”とのワードがあればクリックしてもらって統一的基礎資料にリンクされたり、もうすでに公表されているデータのところに飛ぶようなソフトになっている。副読本の理解のための一つ一つの解説になっている。

<質問>

- 飛ぶ先とはどういうところですか。その他

<回答>

環境省の HP であつたりとか復興庁の HP で公開されている資料に行くようになっている。DVD は副読本を「希望」した学校だけでなく教育委員会を通じて全国すべての学校 1 部配布するようになっている。作成については委託ではなく文科省初等中等局の教育課程課です。

<前田より>

- 偏りなく積極的に学校で取り上げると言うことになっているが、去年九州のある学校の校長が原発の授業をしようとする教員に授業を止めさせた事があるのですが、文科省は把握していますか。

<回答>

- すくなくとも文科省が委託している団体での出前授業でそのようなことは聞いていないが、全国各地域において独自でそういう方を招いて実施すると言うことはあり得るので、その九州の学校がどのような形で外部講師を依頼したのかどうかわかりません。
- ——ピントずれ——現場にある原発の是非を問うような授業をするなどという雰囲気蔓延していることをどう思うかに回答。
- 各学校の判断ですが、副読本を作った立場としては、副読本を有効に使っていただきたい。

<司会>

- (副読本だけでなく) 原発についてや、福島事故についても積極的に学校で生徒が勉強できるようにすべきですね！

<回答>

- あくまで放射線副読本は原発の是非について触れるものではないので、それを超えた形での判断は各学校ですることになりますが、文科省としてはそれをしなければならない、またしてはならないといえる立場にはない。

<前田より>

- DVD に関してですが、東京の小学校ではインターネットで調べる際、フィルターがかかっている、原発推進側のサイトにしか行けないと言うようなことが起こっているのですが、文科省作成の DVD はどうなのか。

<回答>

- データとしては DVD の中にすべて収録しているので、インターネット経由でないともみられないというようなことにはなっていない。データとは環境省に載っている統一基礎資料に載っているデータをカバーしている。〈言い換えれば、環境省のデータしか載っていない、質問者があげた有名な子どもの脆弱性を示すスターングラスの報告はもちろんカバーしていない〉

<自然派コープ 高橋より>

- 副読本の中に“様々（さまざま）な意見があります”との言葉がありますが副読本の中身の記述は政府・環境省の一方的な“さま”の見解が書かれているだけで、批判する人々の“ざま”の見解はない。私たちは子どもたちが“ざま”も見えるようにしてほしい。子どもたちが赤も白も黒も色んな色を見て考えられるように選べるようにしてほしい。あなたたちが回答した「様々な知識やこれに対する公正な批判力等の政治的教養を養うことが重要と考えている。」と言うのとは副読本は違うことをやっている。ここには“さま”だけがあって“ざま”がない。

<司会より>

- 原発絶対反対の見解まで書けとは言わないが、こないだドイツのメルケル首相が来日したがドイツではこうしているとかぐらいは子どもたちに知らせられないのか。

<回答>

- 副読本の分量の中にどこまで入れ込むかまたつながり等を考えると検討することもあるかもしれない（する気はないと正直に言え!）が細々と書くことは難しい。

<司会より>

- それをいうなら、最後の避難のところはいらんではないか。

<回答>

- 最後のところはそもそも放射線に対してどのように対処するかの手段が書いてあって、「情報を的確に捉えましょう」「自分で判断し行動できるようになるためには避難方法・家族との連絡方法を確認しておくとともに日頃から地域の学校や放射線施設の位置関係、モニタリングの情報や気象情報に注意すること」と書いてあることをいらんというのは難しい。

<司会より>

- 事故を起こさなかったら、いらぬのではないか。

<コープ自然 高橋>

- 私は小学校用の読本の最後のところの P12~13 はすごく大事なことが書いてあると思いますが、一番肝心なこと、文科省だからしなければならないことが抜けていると思います。それは、まず昼間学校にいたとき事故が起きたとしてさてどうするか、まったく書いていない。文科省として学校の先生方また各都道府県の教育委員会の方と実際具体のところを話し合っていますか。私は大阪で関西周辺を避難計画のことで回っているのですが、箕面市では「まず待避で迎えに来てもらう」と言われたのですが、高浜で事故が起きて神戸に4時間でブルームが到達する可能性が言われていますが、途中の箕面では一番危険なときに親が迎えに行くことになる。学校にしばらく待避するとして学校に食べ物を確保できるのか。箕面市は2万人分あると言いましたが、阪神淡路大震災のことがあるのでそれよりの対策で原発震災を想定した学校の子どもたちの3日以上待避用の食料のことまったく考えられていないのが現状です。子どもたちには昼間か夜間か学校でか家でかという、いつどこで起きたによる具体の想定に基づく具体がいるのでは。また暑い夏、寒い冬（事故の場合停電で冷房も暖房もダメ）等の想定もいる。そんなこと抜きに副読本 P13 は「エアコン、扇風機の使用を控える」はあまりに無責任。また、「外から帰ったら顔や手を洗う」記述もありますが、関西では琵琶湖の水が汚染されるなかでこんなことがいえるのか。副読本は矛盾している。避難のことも関西では実際起きたら無理やと関西広域連合で大騒ぎになってきている。この副読本は改定してもらわないと危ない。大阪の子どもを守れない。だから、私はこんな（混乱をもたらす）避難の記述はいらぬと思う。ちゃんと子どもたちに教えるならしっかりと書いてください。

<東京の教員>

- 避難の件でもうひとつ、P13 の「正確な情報」では、福島事故の時いろいろ情報隠されましたということを書くべき。スピーディの教訓、浪江町の人々の避難の教訓など。福島県の道徳教育の教材で原発事故の際の携帯のメール連絡のことを扱っているが高校生の「事故で原発から放射能が出たからみなさん逃げましょう」という内容のメール送信とその後のテレビ等でデマのチェーンメールで気をつけましょうという“落ち”のもので、いまだに正しい情報はメールなどを信じずに公のもの政府の情報が正しいという内容で高校生たちが教育されている。副読本もこれと同じで“お上が言うことだけが正しい、信じなさい”と言っているに等しい。フクシマの反省と教訓は副読本の一体どこにあるのか。反省があるなら、こんな文章にならないはずだ。

<コープ自然 高橋>

- ヨウ素のこと。小中学校、保育所、幼稚園、ヨウ素をどこに置くか。各自治体は、文科省はこのことを考えているのだろうか心配していました。現場の先

生たちを自治体が読んで相談できないし、やっぱり文科省にやってもらいたい
と言うことになっている。

<回答> なし 沈黙・・・・このことにコメントする部局どこもなし、
検討する必要も感じていないよう

<稲岡さん>

- グローバー勧告に「放射線被ばくの危険性と子どもは放射線被ばくに特に脆弱
であると言う事実について正確な情報にもとづいて記述された教科書や教材を提
供すること」と述べていることを知っているか。もうひとつは子ども被災者支
援法の第18条に「国は放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解
を深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方
法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策そ
の他の必要な施策を講ずるものとする」とのべていることを知っていますか。
これらの指摘のみならず、子どもが放射線に脆弱であることは国際的にも常識
である。ICRP もふくめて。

<回答>

- ヨウ素のことについてはさておき、いまのグローバー勧告の事については承知
しているところで、副読本の中学・高校生版の6Pの「放射性物質の基準値は放
射線への感受性が高い可能性があると言われる子どもへの配慮から「一般食品」
の半分にされています」と言うふうにその点については意識して配慮して書い
ています。子ども被災者支援法の国民への理解に関わる取り組みとしてこの副
読本の出前授業または研修等を実施していますし、そもそも平成20年の学習
指導要領の改訂で中学校では30年ぶりに放射線の利用とその課題について明
記し、中学校でも学習できるようになったし、いま高校物理基礎でも学べると
言うことになっている。これはこれで支援法の国民への理解の一助にはなっ
ていると考えます。

<中西さん>

- 中高生版P12に「高線量被曝が原因で将来がんになるという可能性は、大人よ
り子供の法が高いことが知られています。一方、低線量被曝による影響の度合
いが、大人と子どもでどれだけ違うかははっきりわかりません」と書いて
おり、こういう書き方はとどのつまり“わかってないやないか”という受け止
め方を導く結果を招き、やはりグローバー勧告や子ども支援法の指摘のよう
にはっきりと書くべきではないか。今特に福島では低線量が問題となっており、
“わかってないやないか”からあまり気にしないでいいと方向をつくりだして
いる。この副読本は“わかってない”が基調になっている。低線量被曝の影響
の件も、ヒロシマ・ナガサキの被曝の影響の件も“わかっていません”となっ
ており、はっきり書かず子どもの脆弱性への注意喚起がおざなりになっている。

<コープ自然 高橋>

- ヨウ素の件で私が言いたかったことは、P14の待避・避難のところでもとにか
く一番大事な、事故が起きたらヨウ素を子どもたちに飲みましょうと言うこと

が書かれていない。脆弱である子どもたちを放射線から守る、一番科学的にも子どもの体の安全面からも大事と言われているのがヨウ素でしょ。このことを特に幼稚園児や小学生などには徹底して教えておく必要があるのではないかなぜ書いていないのか。

<回答>

- 教育課程課ではヨウ素のことについて答えられないのですが、私が思うにこの副読本は事故の報告書等ではないので、あくまで子どもたちに放射線の科学的知識を身につけさせるためのものですので、繰り返しになりますけど待避や避難の方法を重点的に書くというものにはなっておりません。そもそも放射線とは何かからスタートしていますので、事故が起きてこういうことをしましょうというものではありません。そういう教材ではありません。

<コープ自然 高橋>

- 副読本で放射線がなぜ危ないか危なくないかを書く前に、そもそも副読本を書かねばならなくなったのは原発があるからで、原発の是非についてはやっぱり書くべきなのではないか。それをやらずに、この本を書いて100 mSv以下わからない等と書くことは偏っているとしか言いようがない。やっぱり、この本はまずい。

<三田>

- ここに来られている文科省の人たちにドイツの子どもたちが学んでいる原子力読本を読んだ事があるかだけ聞いてほしい。

<会場から>

- 内容に関わるのですが放射線の影響、放射線とは何かと言ったとき、前々から図を見て疑問に思う。放射線はやっぱり怖いもんです。原発作業員はなぜあのような密閉した防護服を着なければならないのか。非常に危険だからでしょ。そういうものを写真に載せながら、放射線は怖いもんだとだんだん認識が深まっていくのではないか。この副読本に欠けているのは放射線による細胞のDNAの切断のことです。放射線関係の本には必ず書かれていることだ。明確に模式図として本来書かれるべきものがこの副読本では書かれていない。中高の教科書でも図や文章でこのことは書かれている。

<稲岡>

- 文科省は科学的知識と言っているが中高生版のP9の放射性物質と放射線の説明にいわゆる“電球モデル”を書いているが、これは物理学的には完全に間違ったもので光と放射線のエネルギーの100万倍にも及ぶ大きさの違いに触れなければ理解できず、“電球モデル”は間違いであまりに不適切である。

<回答>

- いろいろ間違っているという指摘が出ていますが、その是非をお答えする立場にはないのですが、あくまでも子どもたちの発達段階に応じて教材が作られている点についてはご理解願いたい。小学校でDNAのことを教材でふれたところで子どもたちは理解できないのではないかな。

————会場から“わかるよ” “わかるよ” “ごまかしだ” の声————

<司会>

- 文科省はもっと色々な人の意見を聞いて、少なくとも物理の専門家見てもかなりおかしいと言っていますから、ほんともっと色々な人の意見を、幅広く国民の、専門家の意見を聞いて子どものための教科書を作ると言うことをしたらどうですか。楽しいですよ。キットみんな喜んで参加すると思いますよ。

<回答>

- もう一度質問の趣旨をお願いします。
- この副読本も関係する有識者等色々な方の意見を聞いて作ったが、より多くの方の意見を言うことは今回聞きましたが、この副読本の改定の予定はないのですが、今後そのようなことがありましたらいただいた意見等も踏まえて考えさせていただきたい。

<司会>

- 最後、出前授業に偏りのない人に依頼していると回答されましたが、こちらが配った資料に載せていますが、偏っているではないが。出前授業者のリストを明らかにしてほしい。
- DVDの文科省のHPへのアップを検討してください。

文部科学大臣 下村 博文 様

新放射線副読本作り直し要求署名提出第2回文科省交渉質問書

2015年3月25日

地球救出アクション97、若狭連帯行動ネットワーク
ヒバク反対キャンペーン、科学技術問題研究会

私たちは2014年7月に文科省と第1回交渉を行い、新放射線副読本（平成25年度作成）を改善し作り直すことを要求しました。そこでは、新副読本の原発運転を前提にした内容の問題点を指摘し副読本作成担当者と話し合いました。今回は、副読本の内容だけでなく、学校での放射線、エネルギー、平和教育の進め方についても話し合いを求めます。

1 新放射線副読本の編集方針、使用計画について

- (1) この副読本は来年度も、その後も学校で使う計画ですか。その場合、副読本

を使う目的はどうなりますか。また、この副読本の指導書を作りましたか。

(2) この教材は副読本ではあるが、教科書に準じて、一定の立場に偏らないという編集方針ですか。

(3) 偏らない方針であれば、福島事故を起こした原発の危険性を含めて子どもたちに公正で正確な、科学的な知識を提供するべきではありませんか。

(4) 放射線の知識として、広島・長崎の被爆者の実態、チェルノブイリ事故の影響、JCO 事故の被ばくの影響、原発労働者の被ばくや労働災害についてはよくわかっている科学的事実や調査結果があります。福島事故と放射線を学ぶ場合にはこのような科学的事実も副読本に入れるべきではありませんか。また、福島事故の経過・被害・現状の全体像を教えるべきではありませんか。

2 放射線や原発・エネルギーまた核兵器と平和についての学校での教育について

(1) この新副読本をどのような教科や教課外活動で使うことを想定していますか。これまでに文科省が作成した副読本では、これを使って教えたかどうか、どのように使ったかなど文科省が教員・学校に回答を求めることがありました。この新副読本は学校現場でどのように使用されるべきものと想定されていますか。

(2) 来年度からの中学校理科及び社会の教科書に、福島事故はどのように扱われていますか。原発はどのように扱われていますか、文科省は教科書出版社に対してどのように指導しましたか。

(3) 文科省は、学校で総合的な知識、思考力・判断力を育て、命を大切にする子どもを育てることをめざしています。その内容として、子どもたちの現在と未来に切実な影響をあたえる課題を扱うことが子どもたちの学習意欲を高めると考えられます。原発を含むエネルギー問題、核兵器と平和の問題、とりわけ福島事故の大被害、原爆の惨禍を繰り返してはならないという問題はそのような課題の 1 つと考えられますが、どうですか。

(4) このような問題を子どもたちが自由に学び、考えるためには、現実に社会で行われている議論と情報を正確に偏りなく提供する必要があると考えられますが、どのような方策を考えていますか。

(5) 外部講師を依頼する場合にも、原発推進の団体や電力会社だけでなく、異なる意見の人を偏りなく選ぶ必要があると考えられますが、どのように学校現場を指導していますか。

(6) 子どもたちの学習を効果的に指導するには、教員に自由な創意工夫が必要と考えられますが、どうですか。

3 福島事故によって放射線の高い地域で生活する子どもたちの支援について

(1) 事故で汚染された地域では、放射線にとくに脆弱と認められている子どもたちに、被ばくを避け、被ばく線量を最小にするための教育が現在も重要です。また、線量の高い地域においても事故当時の記憶がない子どもたちが増えてきます。そのような子どもたちに対する被ばくを避ける教育の方針を示してください。

(2) 福島事故による被ばくの被害は、10年以上経って明らかになることも考えられます。これを検証するためには被害と被ばく線量との関係が重要で、行動や被ばくの記録を保存しておく必要があります。原爆被爆者の場合には低線量の被ばくについては40年以上たってがん死の増加などと被ばくの関係が示されました。

福島県と周辺県の学校の放射線量の測定結果と子どもたちの生活の記録、また、実施された対策の記録を子どもたちが生きている間、文科省で保存してください。また、子どもたちには、「健康の記録」を生涯保存するよう指導してください。